

○うるま市後援規程

平成18年12月28日

訓令第33号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市がうるま市以外のものの行う行事を後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 広く市民の福利に寄与することを目的とする展覧会、講習会、研修会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催に当たってうるま市の名義使用をもって後援することをいう。

(承認の基準)

第3条 行事の後援は、次の各号のいずれかに該当する行事について行うものとする。

- (1) 国又は県が共催又は後援する行事
- (2) 市内の公共団体及び団体等の主催する行事
- (3) 広く市民の福利に寄与すると認められる行事
- (4) 本市の施策の推進に寄与すると認められる行事
- (5) その他市長が必要と認める行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、後援をしないものとする。

- (1) 営利を主目的とする行事
- (2) うるま市外で開催される行事。ただし、前項第1号及び第4号に該当する行事を除く。
- (3) 特定の政党又は宗教にかかわる団体等が主催、共催等をする行事
- (4) 政治的又は宗教的色彩を有する行事
- (5) 特定のものの売名につながると予測される行事
- (6) 公序良俗に反する行事

(7) その他後援することが不相当と認められる行事

(承認申請)

第4条 行事の後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援承認申請書（様式第1号）を行事開催日の15日前までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けたときは、申請内容を審査の上、承認すると決定したときは後援承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないと決定したときは通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(報告)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し行事の実施報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

(後援承認の取消し)

第6条 市長は、虚為の申請により後援の承認を受けたとき、又は行事開催前に実施予定内容と申請内容が異なることが判明したとき等は、承認を取り消すものとする。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

後援承認申請書

うるま市長様

申請者 住所 _____
団体名 _____
代表者 _____ (印)

次の行事の後援を承認されるよう申請します。

1 行事の名称

2 使用期間年.....月.....日～.....年.....月.....日迄

3 行事の趣旨

4 日程及び場所

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

後援承認決定通知書

様

うるま市長



年 月 日付けで申請のあった行事については、下記の条件を付して承認を決定したので通知します。

記

行事名:.....
使用期間:.....年 月 日 ~年 月 日 迄
承認事項:「うるま市」の名義使用

条 件

- 1 名義の使用を承認した事業の実施に関する一切の責任は、名義使用申請者が負うこと。
- 2 本市が使用を承認した名義を、適正な表示をもって公報すること。
- 3 本市が使用を承認した名義は、名義の使用を承認した事業以外の事業には使用しないこと。
- 4 名義の使用を承認した事業の内容に大きな変更を加える場合には、速やかに本市に報告し、承認を受けること。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

通 知 書

様

うるま市長



年 月 日付で申請のあった下記行事については、承認しないことに決定
しましたので通知します。

記

行 事 名 :

理 由 : うるま市後援規程第3条第2項第 号に該当するため

.....
.....
.....
.....
.....
.....

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

実 施 報 告 書

うるま市長 様

申請者 住 所 _____
団体名.....
代表者.....㊦

年 月 日付け 第 号で後援の承認を受けた事業が終了したので下記
のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称 :
- 2 開催期日 :
- 3 開催場所 :
- 4 事業の概要 :

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）